

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月1日

かつらぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				丁ノ町、柏木	無	H31(R1) ~ R6	丁ノ町マス池会
○				上天野、下天野、神田	無	R2 ~ R6	天野多面的集落機能維持活動部会
○				星山、星川、日高	無	R2 ~ R6	星山農地保全の会
○				東洪田、宮本	無	R2 ~ R6	中村集落活動組織
○				東洪田、宮本、平沼田	無	R2 ~ R6	多面的東洪田農業活動組織
○				妙寺	無	R2 ~ R6	東奥ノ山池ノ上集落活動組織
○				柏木、大谷、大藪、広浦	無	R2 ~ R6	西柏木集落活動組織
○				柏木、大谷、大藪、丁ノ町	無	R2 ~ R6	東柏木農地維持活動組織
○				中飯降、妙寺	無	R2 ~ R6	中飯降活動組織
○				三谷	無	R3 ~ R7	笠上活動組織
○				大谷、大藪、柏木	無	R4 ~ R8	露田活動組織
○				星川、御所、東洪田	無	R6 ~ R10	星川活動組織
○				御所、星川、日高	無	R6 ~ R10	御所1集落(多面的)活動組織
○				背ノ山、窪	無	R6 ~ R10	背ノ山八峰前活動組織
○				丁ノ町、妙寺	無	R6 ~ R10	丁ノ町村池管理支援活動組織